

令和3年9月2日

民生常任委員会会議録 審査内容

◇会 議 録

- 1 日 時 令和3年9月2日
開会 13時15分 閉会 13時40分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 小田新紀 副委員長 藤原孟
委員 藤谷謹至 小島智恵 荒貴賀 中橋友子
議長 寺林俊幸
- 4 傍聴者 石川康弘 内山美穂子 岡本眞利子 野原恵子
- 5 事務局 事務局長 萬谷司 議事課長 半田健 庶務係長 北原正喜
- 6 審査事件及び審議内容
 - 1 付託された議案の審査について（別紙）
 - (1) 陳情第4号 補聴器購入に対する公的補助制度を求める陳情
 - 2 所管事務調査項目について
新型コロナウイルスの感染者が保育所で発生したため、延期となった「子どもの権利に関する条例」と「札内青葉保育園整備事業」について、所管事務調査を行うことにした。
 - 3 所管事務調査報告書について
修正がある場合は、事務局までお知らせいただくことにした。
 - 4 その他
 - (1) 閉会中の継続調査申し出について
別添(案)のとおり提出することで確認した。

- ・ 9月10日（金）午前10時より次回の委員会を開催する。

民生常任委員会委員長 小田新紀

◇審査内容

(開会 13:15)

○委員長(小田新紀) ただいまより、民生常任委員会を開会いたします。

これよりインターネット中継を始めます。

それでは早速ですが、議案の1、付託された陳情の審査を行います。

陳情第4号、補聴器購入に対する公的補助制度を求める陳情を議題といたします。

はじめに確認させていただきます。

議会基本条例第7号第4項では、請願及び陳情の付託を受けた委員会は、これを町民による政策提言と位置づけ、その審査においては、必要に応じて提案者の意見を聴く機会を設けるとしております。

本委員会に付託された陳情第4号の審査にあたり、提案者の意見を伺う必要があるか否かについて、まずご意見をいただきたいと思います。

ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

特にご意見がないようであれば、本陳情の審査にあたり、提出者の意見を聴く機会は設けないということで進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○委員長(小田新紀) 異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

それでは、本陳情について各委員のご意見を伺いたいと思います。

ご意見のある方は挙手をお願いします。

荒委員。

○委員(荒貴賀) 本陳情については、補聴器の補助を求めるということであります。

日本国内におきましても、2025年度には後期高齢者社会、いわゆる人口の3割の方が65歳以上というようことが謳われています。

やはり高齢化社会に向けて、高齢になる方々が安心して生活維持をさせていくためにも補聴器の助成は大変重要であると認識しております。

特にですね、日本聴覚医学会の難聴対策委員会というものが、医学会で設立されております。

そこでは40デシベル以上の重度難聴者の方の補聴器を使用することが生活の支えになるということを明確にされております。

十勝管内におきましても、池田町や豊頃町、新得町、上士幌町でも独自の補聴器の補助制度を設けて支援を実施するという報告を受けています。

本町におきましても住民の健康増進に向けて取り組むべきと考え、本陳情には理解するところで考えております。以上です。

○委員長(小田新紀) そのほか、ご意見いかがでしょうか。

藤谷委員。

○委員(藤谷謹至) 陳情の内容は読ませていただきました。

人口の3割がこれから高齢化社会ということで、幕別町においても人口ビジョンによると令和7年では高齢化率が35%になるという試算もございます。

人口ビジョンによると令和7年で65歳以上の高齢者は8千人を超えるとされておりますが、この中で補聴器の金額も相当な金額でありますし、どのような種類があるのかも、私、はっきり言って詳細にわかってございません。

陳情の内容としては、国の制度を待たず補聴器購入ということもございますので、もう少し時間をかけて慎重に審議した方が賢明かと思うので、もう少し時間をかけて調査、

審議をした方がよいかと思っております。

○委員長（小田新紀） 関わってご意見ありますか。

小島委員。

○委員（小島智恵） 町独自の補助制度の創設ということを求められている陳情なのですが、署名が1,076筆のうち、町内1,061筆の署名が集められているので、重みのある陳情にはなってくるのですけれども、先ほど荒委員が言われましたように、池田町、豊頃町、新得町、上士幌町ですか。十勝管内では独自にやっているところもあるという話でありましたけれども、幕別町と比較して人口規模の小さい自治体ですので、もう少し考えていく必要があるのかなと思いますし、過去に荒議員だったと思いますが、一般質問でこういった補助制度のことを取り上げられていたと思うのですけれども、その際、国が行うべきじゃないかという答弁だったのかなと思うのですけれども、その後、行政側としましても現時点で、その後の考え方に変わりがないのか、それとも検討の余地があるというふうに少し考え方も変わってきているのか。

その辺も行政側もどういうふうに考えているのかなというところも知りたいところではあるのですけれども、今日すぐに判断するのは困難だと思ひまして、継続審査を求めたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 十分な審議を補償していただくということは、大変大事なことから、委員の皆さんからもう少し時間をということであれば、それは賛同したいと思います。

この陳情は書かれているとおりののですけれども、国の補助制度は皆さんご承知のとおり、障害手帳を持った方の難聴で、しかも、重度、高度というふうに指定された方のみの制度しか現在は確立されていないということで、各自治体でも支援策を取っていただきたいというのが一番の思いであろうと思います。

かなり、この難聴、補聴器補助については、全国的な支援ももちろん取り組むところも増えてはきているのですが、先ほど、荒委員からありました十勝管内の4つの自治体はすでに実施されているところではありますが、確か3月の定例議会だったと思うのですけれども、芽室町におきましても独自の助成を求めるものについての陳情が採択されていると聞いております。

帯広市も補聴器に関わっては、どこが補助するかというのは、確認はしておりませんが、陳情が通っているとも聞いておりますので、人口の大小に関わらず、高齢者の困難に、町が、自治体が支えると。コミュニケーションが途絶えてしまう。それが、疾病、認知症などにつながるなどということを考えれば、こういった制度があることによって高齢者の社会的な参加というのも保障されていくのではないかと思います、私はこの陳情については理解するものです。

○委員長（小田新紀） 藤原委員。

○委員（藤原孟） 私は、この陳情を理解する意見をとっております。

それは、私も自分の住んでいる町内会に遊びに行きますとだいたい私と同様の高齢者の家では必ず出るのは、「うちはテレビの音が大きくてね」と。みんな高齢者がテレビの音を大きくしないと、聞こえないのだと。そして、奥さんは大体、腹が立っていると。

家庭不和の第一の要因ではないかなと私は思うくらい、このテレビの音から始まった難聴と言いますかね。聞きづらい、聞こえるという声はほとんど聞いております。

また、補聴器について非常に高額のものもあれば意外と簡単に手に入るものもある。

でも、私たちはどれが本当に良いのか、それもわからないで、できれば安いものを買って、そして失敗して、次を買ってきたら、こんなものもう要らないのではないかと、夫婦喧嘩、家庭不和の原因に。孫がせっかく買ってきてもなかなか使えないというのは私が聞いている現状だと思っている。

ぜひ、町で補助を出すということになれば、町のいわゆる補聴器に対するどの程度のものかということは、道しるべとは言いませんけれども、制度だとかいろいろなものが今後、町に聞けば、かなりの情報が入って、より良いものが買えるようなことにもなるのではないかなと思います。

そういうことを考えたら、高齢者社会。ぜひ、町としても国の政策を待たずして、町独自でも良いですから、つけるという方向に進んでいただければよいのではないかと思います。以上です。

○委員長（小田新紀） 皆さんから、様々なご意見をいただきまして、その中でそれを踏まえてのご意見もありましたとおり、他市町の様子だったり、また、以前の町の答弁からのどういった動向になっているのかといったことも含めて、少し継続して審査していく必要があるのかなというふうに受け止めておりますが、本日、ここでまだ決めることなく、少し継続して審査を続けるということで進めていきたいと考えますが、いかがでしょうか。

（よいの声あり）

○委員長（小田新紀） では、会期中の継続審査ということで、確認をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（よいの声あり）

○委員長（小田新紀） 先ほどでてきた検討事項についても、こちらの方でもいろいろと調査しておきたいと思います。

1 番の陳情第 4 号、補聴器購入に対する公的補助制度を求める陳情については、会期中の継続審査ということにさせていただきます。

ここで、インターネット中継を終了させていただきます。

（審査終了13：28）